◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○越智委員長　次に、階猛君。

○階委員　まず冒頭、大臣、先ほど肝腎なところを読み飛ばしているわけですよ。これから法案の審議をお願いしますということで、提案理由、まさに今、海江田先生への質問の中でもお答えがあったとおり、補正予算の国債の発行を抑制するということが目的なわけですよね。ここを読み飛ばすというのは、幾ら何でも緊張感がなさ過ぎると思います。まず、そこをちょっとおわびしていただきたいんです。

○麻生国務大臣　というか、一ページ、私の方のこの紙では一ページ丸々読み飛ばしたという形になって、そこが今御指摘のとおりのところのページになっております。御指摘の、言われたとおりのページのところになっておりますので、一ページ読み飛ばして、肝腎なところが飛んでしまったと。誠に申し訳ありませんでした。

○階委員　かつ、大臣だけじゃなくて、後ろにいる人たちは何のためにいるんでしょうかね、本当に。前回、二十四日のときは、法案審議じゃなかったんですよ。予備的調査の話で、関係ないところでしゃしゃり出てきて答弁を直したじゃないですか。今回のようなことこそ、後ろから出てきて直すべきですよ。何を本末転倒なことをやっているんですか。財務省の職員自体、緊張感が足りない。

今回、私は、やはり財政規律というものをもっと考えるべきだと思いますよ。というのも、資料をつけておりますけれども、この異常な財政収支、もうワニの口どころじゃないじゃないですか。コロナ対策があるにしても、これほど、財政自体も緊急事態宣言ですよ。だからこそ、この財政規律を守るための財政法六条一項をちゃんと守るべきだし、もし例外規定を定める特例法が必要だというのであれば、説得的な理由をちゃんと説明してもらわなくちゃいけない。

さっき海江田先生の指摘もありましたとおり、結局、補正予算で赤字国債を抑制しても、一方で借換債の発行はその分増えるわけですよ。トータルでいうと、国債発行の抑制にはつながっていない。だから意味がないんじゃないかと言っているわけです。

本当に発行を抑制したいのであれば、無駄な歳出を削る、これをやらなきゃ意味がないでしょう。単に国債の名目を変えるだけなら、わざわざこんな法律を通す必要はない。まさに不要不急ですよ、コロナ禍において。

どうですか。こんな法案、どこに意味があるんですか。大臣、説得的な説明をお願いします。

○麻生国務大臣　今回の剰余金の特例法案に関しましては、これは第三次の補正予算の関連法案として提出をさせていただいておりますけれども、三次の補正予算は、御存じのように、感染拡大防止とか、また、コロナのおかげで失われた雇用とか生活の支援に必要な施策、民需主導の経済回復につなげていくために必要な施策を積み上げて、所要の歳出の追加を行わせていただいたところであります。

その上で、歳出追加の財源というものが必要になるんですけれども、その他のいわゆる財源で賄えない部分につきまして、いわゆる建設公債ではなかなか賄えないという部分につきまして、いわゆる特例公債の追加発行で対応するか、また、公債の償還財源というものを活用してでも特例公債の追加発行を抑制するかという選択なんだと思っております。

歳出を抑制する等々、当然のこととして、その上で、私どもとしては、コロナに対応してやらねばならぬということで、今回やらせていただいておりますが。

予算におきまして特例公債の追加発行を抑制するということは、これは財政健全化の観点からも重要なんだと思っておりますので、基本的に、従来から、特に補正予算においては、歳出の追加等々のために特例公債を発行するということは私どもとしても慎重に対応してきたんだと思っておりますけれども、私どもとしては、今回、決算の剰余金約七千億円というものを充てさせていただいて、特例法案を提出させていただくということに

させていただいたということでありまして、私どもとしては、コロナというものがなければ、それなりの、財政、少しずつよくなってきているとは思っておりましたけれども、残念ながら、今回、そういったようなものがこのコロナのおかげでかなり傷んでおりますので、これまたきちっと時間をかけて体勢を立て直していかないかぬと思っております。

○階委員　ほとんどさっきの繰り返しで、納得できる説明はなかったわけですけれども。

　実は、昨年も、同じこの剰余金の特例法案について、私、質問させていただいて、このパネル、お手元の資料の二ページなんですけれども、昨年は、この赤の部分の記述はなかったんですね。黒い部分だけあったわけです。

　今回、昨年とどこが違うかというと、赤の部分なんですが、剰余金の発生の原因が去年とは違うわけですね。つまり、以前は税収が上振れするなどして真の意味での剰余金だったということなんですが、今回は剰余金というよりも赤字を埋めるための借金の使い残しなんですよ。ですから、本来の意味での剰余金ではないということから、左側に書いていますとおり、剰余金の発生の有無と原因という意味では、税収が上振れて発生したケース、あるいは税収が下振れたので発生しなかったケース、それに比べて、税収下振れでも発生している、まさに借金の使い残しが生じているというのは剰余金の発生原因としてはいかがなものかなということで、下とさせていただきました。

　そして、このようなケースが過去に九例ほどあるかと思うんですが、平成以降、この九例のうち特例法を定めたのが四回あるんですね。これが真ん中の段ですね。過去の借金返済への充当割合ということで、これも過去にはちゃんと五〇％超返済した平成十年のようなケースもあれば、財政法六条一項の規律に基づいて五〇％返済した場合もあるんですが、そうじゃなくて特例法を制定してしまっているという意味で、返済への充当姿勢についても下ではないか。

　さらに、この四つの例の中でも、新規借金の抑制の程度、これを考えると、一番右側ですけれども、剰余金を使うことによって国債発行しないで済んだ、これが一番いいケースで平成十四年。それから、資産が残る建設国債、これだけを発行したのが平成三年のケース。あと二つのケースは赤字国債も発行しているんですが、今回とは違う。平成六年のときは、剰余金を使って赤字国債をどれだけ発行したかというと、二千百十億円。今回は二桁違うわけですね。十八兆五千三百七十億円ということで、新規借金抑制の程度においても下ではないか。

　前回、下の下と言いましたけれども、今回は下の下の下ですよ。昔「ゲゲゲの鬼太郎」というアニメがありましたけれども、下の下の下ですからゲゲゲの麻生太郎になってしまいます。こういうやり方は、私は、絶対に許されない。今回のように、税収が下振れて剰余金が発生したような場合には、財政六条一項のルールどおり、公債又は借入金の償還財源に充てるべきではないかと強く思いますけれども、この点、いかがですか。

○麻生国務大臣　今のお話はまことにおっしゃるとおりなので、過去九回ありますので、最初が平成三年度の補正、これが最初だったと思いますが、以来、過去三十二年間で九回ということになろうかと思っておりますが。

　この決算剰余金は、御存じのように、これは税収の増減のみで決まるものではありませんで、税外収入とか、また歳出の動向も見極めました上で、税収の見込みが確定していない状況の中で、決算上の不足が生じないように注意をしつつ特例公債の発行を一部取りやめるとか、また、最終的に確定した税収と合わせるということで金額等々が決まるものだというように理解をしております。

　決算剰余金については、その要因によっていわゆる使途を決めるのではなくて、今回は、結果的に生じた決算剰余金についてであれば、階先生御指摘のように、既存債務の償還に充てる、これは一つの選択肢だ、私もそう思いますが、政府としては新型コロナ対策等のために必要な施策を盛り込みました第三次補正予算の財源を確保するということの上で、多額に上っております特例公債というものの追加発行をなるべく抑制するべくという限りで、できる限りの対応ということを取るということが財政健全化に関わります政府の姿勢としては必要なんだというように、私どもはさように考えました。

　したがいまして、決算剰余金の全額を財源ということにして活用させていただいたということであります。

○階委員　要は、こうした努力がどれほどの意味

があるのかということなんですね。もっと本質的なところにエネルギーを使うべきだし、本質的なところを解決するための法案をこの場では審議すべきだと思うんですね。

例えば、私は、東日本大震災のときに民主党政権がやったのと同じように、コロナ対策の予算については特別会計を設けて、中長期的に収支を均衡させるような措置を講じたりであるとか、あるいは、財政政策の有効性や財政運営の持続可能性を第三者がチェックするための独立財政機関を設けたり、こういったことをこの場で議論するべきではないかと思いますよ。

こんな瑣末なことを今やる意味はないと思います。もっと本質的なことをやるべきじゃないですか。大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣　これは、特別会計の話をされておられるんですけれども、私どもは、特別会計につきましては、御存じのように、財政法で、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるということで、一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるんだという場合など、そういったものに限って設定するものだといたしておると思っております。

今回の新型コロナ対策の予算につきましては、御存じのように、復興関連予算というもの、あの東北のときの復興関連予算とは異なっておりまして、現在、財源確保というものの措置が特に講じられていないということなどを踏まえますと、今回、今言われたように、特別会計の設置というものを政府として検討はしておりません。

また、今言われましたように、経済財政運営につきましては、これは、経済財政対策の効果というものを含みます経済の見通しの作成とか、また財政健全化目標の達成に向けた評価とか、そういった中長期の経済財政に関する試算も行わせていただいておりますけれども、外部有識者の出てきておられます経済財政諮問会議の場でもこういったものを議論させていただいておることはいたしております。

重要なことは、これは、独立行政機関の設置という手段というかやり方というか、そういったものより、経済財政運営の方針について様々な観点から検討を重ねさせていただきました結果、政府一丸となって取り組むことなんだろうと考えて、この話をさせていただいておりますけれども、あれは菅内閣でしたかね、あのとき、特別会計等々いろいろ議論なされたことを思い出しますけれども。

いずれにしても、特定の歳出歳入というものがあるわけではありませんので、そういった意味では、今回このやり方でやらせていただいたということで、御意見としてはよく分かるところであります。

○階委員　御意見としては、最後、よく分かるとおっしゃったんですか。私は、よく分かっていただけるのであれば、是非これは建設的な議論をさせていただければと思います。

このままいくと、余りにもコロナ対策の予算であるとか借金が膨らみ過ぎて、今までの財政健全化の努力をみんな無にしてしまう。でも、それは、もう幾らやっても無駄だという諦めにつながって、もう財政健全化は誰もやらなくなってしまうと、これは問題だと思うんです。だからこそ、コロナという特殊事情は別枠にして、今まで続けてきた努力はこれからも続けましょう、こういう発想に立って仕組みづくりをすべきだというふうに思いますので、是非、考え方は理解できるとおっしゃっていただけるのであれば、建設的に議論をさせていただきたいと思っています。

時間がなくなってきましたので、別な話を最後にさせてください。

十一月二十四日、国政調査権の在り方についてここで議論しました。並行調査、裁判係属中の並行調査について、内閣法制局の長官にも来ていただいて、係属中の訴訟については、裁判所と同様の目的で行われるなど、当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼす場合には国政調査権を拒否できるというのが法制局長官の答弁。それを受けて、麻生大臣は、我々が要求してきた予備的調査での、いわゆる赤木ファイルというものを提出せよという予備的調査の目的は、訴訟と実質的に同じだということを言われて、文書提出を拒否されたわけです。

他方で、麻生大臣は、我々の予備的調査の目的が、文書改ざん問題の真相を解明し、行政に対する国民的信頼を回復することだというふうにも言われています。

もし、予備的調査の目的をそのように解しているのであれば、むしろ訴訟の目的とは明らかに違います。訴訟の目的は、個別紛争を解決することによって、民事訴訟ですけれども、個別紛争を解

決することによって権利を回復する、権利侵害を回復するということですから、明らかに違うわけです。ですから、目的が同一だということはあり得ないと思うんですね。

なぜ目的が同じだと言えるのかということについて、もう一度、分かるように説明してください。

○麻生国務大臣　これは、私が憲法上の有権解釈というのを申し上げる立場にはありませんけれども、今般の、先般でしたか、本委員会で内閣の法制局長官からの答弁があっておったと記憶しますけれども、一般論として、民事、刑事を問わず、係属中の裁判というものにつきましては、これは、裁判所と同様の目的で行われるなど、当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすことがないような、国政調査への対応として、回答を差し控えることができると承知をいたしております。

国家賠償請求訴訟及び予備的調査のいずれも、文書改ざん等の問題の真相を明らかにすることを目的として御指摘のファイルの提出を求められていると承知をしておりますので、実質的には同じものであると私ども認識をいたしております。

そのため、御指摘のファイル等々につきましては、訴訟に関連することでもありますことから、国家賠償請求訴訟の一方の当事者である国としては、繰り返しになって恐縮ですけれども、あくまでも訴訟の場で国としての主張を明らかにして、証拠に基づいて立証して、そして裁判所の判断を仰ぐのが、これが基本なんだと思っておりますので、訴訟外の言動によって訴訟に対する司法審査に影響を及ぼすべきではないと考えているということから、従来より回答は差し控えさせていただいておると度々申し上げてきております。

○階委員　いや、民事訴訟の目的を非常に広く解して予備的調査と目的が同じだと言われていますけれども、民事訴訟の目的は権利回復でしょう。そして、過去の民事訴訟に対する国政調査権は拒まれたことがないということが、前回、海江田先生の質疑で明らかになっているわけです。今回だけなぜ拒むのか。なぜ今回だけ目的が同一になってしまうのか。ここの説明がなければ、今の答弁は説得力を持たないわけです。

なぜ、今回については目的が同一だと言えるんでしょうか、私は言えないと思いますが、答えてください。

○麻生国務大臣　今申し上げたことと基本的には同じになろうとは思いますけれども、これは、当事者であります国としては、あくまでも訴訟の場で国としての主張を明らかにするということで、証拠に基づいて立証を尽くして裁判所の判断を仰ぐということになるのが、これが基本だと思いますので、いわゆる訴訟外の言動によって訴訟に対する司法審査に影響を及ぼすべきではないということなんだと思いますが。

先ほど言われました、御指摘の資料等々、現在係属中の国家賠償請求の訴訟についても、これは、存否を含めまして釈明等々を求められております事項として、原告が裁判長に釈明権の行使を求めているところでもありますので、裁判長の訴訟の指揮に委ねるということが適切なんじゃないのかなと思っております。

したがいまして、こうしたことから、本訴訟に不当な影響を及ぼすということがないように、訴訟外でのお答えを差し控えさせていただく。前にも申し上げたとおりです。

○階委員　時間が来たので終わりますけれども、全く理由になっていないと思います。

以上です。